

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案の概要

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限（平成27年3月31日）が到来することに伴い、同法を廃止する。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成11年法律第63号）

○制定の目的・経緯

地上デジタル放送の早期普及を図り、高画質・高品質な放送の実現、多種多様な情報を流通させる社会的基盤の構築のため、高い公共性・社会資本性を有する高度テレビジョン放送施設の整備を行う事業について支援措置を講じることを目的として、平成11年に制定。

（平成22年に法律の廃止期限を「平成22年12月31日」から「平成27年3月31日」に延長。）

○支援措置の概要

- ・ 総務大臣は、高度テレビジョン放送施設の整備を行う事業の実施に関する基本的な指針（平成12年郵政省告示第32号）を策定。
 - ・ 総務大臣は、本法に基づく認定の申請があった場合、その実施計画が基本指針に照らし適切なものであり、確実に実施される見込みがあると認めるときは、認定を行う。
 - ・ 認定計画に係る施設整備事業に対し、債務保証（独立行政法人情報通信研究機構(NICT))の措置を講じた。
- * 本法に基づく認定計画に係る施設整備について、租税特別措置法及び地方税法において優遇措置（国税（法人税）、地方税（固定資産税及び不動産取得税））が講じられた。（平成25年度末までにすべて廃止済み。）

高度テレビジョン放送施設整備事業 ⇒ 実施計画

* 主な対象設備 *

- ① デジタル無線設備
（デジタル送受信装置、給電設備、鉄塔、アンテナ(空中線)）
- ② デジタル番組制作設備
（デジタル撮像装置、デジタル記録・再生装置/編集装置）